

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第33号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者				別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者			
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者	
		第1順位				第1順位	
		第2順位				第2順位	
略				略			
健康 福祉 部	略	香川県東讃保健所	次長	主管課長		主管課長	
	香川県小豆保健所	次長		主管課長			
略				略			
	香川県西讃保健所	次長		主管課長		主管課長	
略				略			
略				略			
農政 水産 部	香川県農業試験場	略		香川県農業試験場	略		
	※略			※略			
	※香川県農業試験場 小豆分場			※香川県農業試験場 小豆分場			
	※香川県園芸総合セ ンター			※香川県農業試験場 満濃分場			
	※略			※香川県園芸総合セ ンター			
略				※略			
	香川県水産試験場	試験研究、調査指 導及び改良普及に 関する事務につい		香川県水産試験場	次長	試験研究、調査指 導及び改良普及に 関する事務につい	

		<p>てはあらかじめ場 長が指定する職員、 その他の事務につ いては総務課長</p>	
--	--	--	--

土木 部	略		
	香川県高松土木事務所	次長	主管課長（椋川ダム建設事業に係る事務については、椋川ダム建設事務所長）
略			
備考 略			

		<p>てはあらかじめ場 長が指定する研究 主幹、その他の事 務については総務 課長</p>	
--	--	---	--

土木 部	略		
	香川県高松土木事務所	次長	主管課長（高松琴平電鉄連続立体交差事業に係る事務については鉄道高架事業所長、椋川ダム建設事業に係る事務については椋川ダム建設事務所長、春日川河川激甚災害対策特別緊急工事に関する事務については春日川改修事業所長）
略			
備考 略			

別表2（第3条、第4条関係）

## 出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			
			所長等	課長等		
1 略						
2 服務関係事務						
(1)～(5) 略	(6) 所長等及び所属の職員に対し、正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。	略				
	(7) 略					
	(8) 所長等及び所属の職員の超勤代休時間を指定すること。		○			
	(9)・(10) 略					
	備考	<p>1 支所及び分場の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長及びミュージアム香川県文化会館長は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(10)までの事項のみを専決するものとする。</p> <p>2 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、(2)（県内旅行に限る。）、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(9)までの事項のみを専決するものとする。</p>				
	3 略					
4 建設工事執行関係事務	(1)～(3) 略					
	(4) 所管工事に係る総合評価競争入札において評価値を決定すること。	略				
	(5)～(9) 略					
	備考 略					
	5・6 略					
7 財務関係						
(1)～(25) 略	(1)～(3) 略					
	備考	<p>1 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>				

別表2（第3条、第4条関係）

## 出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			
			所長等	課長等		
1 略						
2 服務関係事務						
(1)～(5) 略	(6) 所長等及び所属の職員に対し、深夜勤務又は時間外勤務の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。	略				
	(7) 略					
	(8)・(9) 略					
	備考	<p>1 支所及び分場の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長及びミュージアム香川県文化会館長は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(9)までの事項のみを専決するものとする。</p> <p>2 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、(2)（県内旅行に限る。）、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(8)までの事項のみを専決するものとする。</p>				
	3 略					
4 建設工事執行関係事務	(1)～(3) 略					
	(4) 所管工事に係る総合評価競争入札において落札者を決定すること。	略				
	(5)～(9) 略					
	備考 略					
	5・6 略					
7 財務関係						
(1)～(25) 略	(1)～(3) 略					
	備考	<p>1 所の場合に限る。ただし、(7)の事項については所以外の出先機関の長に、(5)及び(7)の事項については次に掲げる場、分場、センター及び支所の長について適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 香川県農業試験場満濃分場</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p>				

別表3（第3条、第4条関係）

## 小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	略					
環境森林課	1 大気汚染防止法関係事務（県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。） 略	(1)～(9) 略				
		(10) 特定粉じん排出等作業の実施の届出を受けること。（法18条の15第1項・2項）	○	○		
		(11) (10)の届出をした者に對し、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。（法18条の16）	○	○		
		(12) 特定工事を施工する者に対し、作業基準に従うべきこと等を命ずること。（法18条の18）	○	○		
		(13) 略				
		2～4 略				
		(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条6条1項、規85条）	略			
		(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条7条1項、規85条）				
		(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条8条1項、規85条）				
		(4)～(6) 略				
		(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条1項、規85条）	略			
		(8) 粉じん発生施設の構造				

別表3（第3条、第4条関係）

## 小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	略					
環境森林課	1 大気汚染防止法関係事務（県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。） 略	(1)～(9) 略				
		(10) 略				
		(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条6条1項、規77条）	略			
		(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条7条1項、規77条）				
		(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条8条1項、規77条）				
		(4)～(6) 略				
		(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条1項、規77条）				
		(8) 粉じん発生施設の構造				

	等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規85条)			等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規77条)	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規85条)			(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規77条)	
	(10) 略			(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規85条)	略		(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規77条)	略
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規85条)			(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規77条)	
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規85条)			(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規77条)	
	(14) ~ (16) 略			(14) ~ (16) 略	
	(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条119条2項)	略		(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条102条2項)	略
	(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条122条1号・16号)			(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条105条1号・14号)	
	(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条123条1項1号・9号)			(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条106条1項1号・8号)	
6 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例	(1) アスベスト排出等作業の実施の届出を受けること。(条9条)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(2) (1)の届出をした者に對し、アスベスト排出等作	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

関係事務（ 県が環境保 全協定等を 締結した事 業場に係る 事務を除く。）  条…香川県 アスベ ストに による健 康被害 の防止 に関す る条例	業の方法に関する計画の変 更を命ずること。（条10条）				
	(3) 解体等工事を施工する 者に対し、作業基準に従う べきこと等を命ずること。 (条12条)	○	○		
	(4) アスベスト排出等作業 により廃棄することとなる アスベスト含有材料の種類 等の届出を受けること。 (条16条)	○	○		
	(5) アスベスト吹付け材の 使用状況の届出を受けるこ と。 (条17条)	○	○		
	(6) 多数の者の使用等に供 される建築物におけるアス ベスト吹付け材の使用状況 等の届出を受けること。 (条18条)	○	○		
	(7) 建築物の所有者に対し、 必要な措置をとるべきこと を勧告すること。 (条19条 1項)	○	○		
	(8) (7)の勧告を受けた者 が正当な理由なくその勧告 に従わなかった旨を公表す ること。 (条19条 2項)	○	○		
	(9) アスベスト吹付け材を 使用する建築物に関する台 帳を整備すること。 (条20 条)	○	○		
	(10) 解体等工事を施工する 者等に対し、アスベスト排 出等作業の状況等の報告を 求めること。 (条22条)	○	○		
	(11) 当該職員に、解体等工 事の場所等に立ち入り、ア スベスト排出等作業の状況 等若しくは帳簿、書類その 他の物件を検査させ、又は 関係者に質問させること。 (条23条 1項)	○	○		

7～13 略

6～12 略
--------

生活 福祉 課	略
保健 福祉 課	1・2 略
	3・4 略
	土地改良課・用地管理課 略

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

## 9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等	決裁区分	
				所長等	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務	1 生活保護 法関係事務	略			

生活 福祉 課	略
保健 福祉 課	1・2 略
	3 身体障害者福祉法関係事務 政…身体障害者福祉法施行令 省…身体障害者福祉法施行規則
	(1) 身体障害者手帳を交付し、又は再交付すること。 (法15条4項、政10条1項・3項)
	(2) 身体障害者手帳の返還を受けること。(法16条1項、省7条2項、8条2項)
	(3) 指定医療機関の管理者から診療報酬の請求について報告を徴し、又は当該職員に診療録等の検査をさせること。(法19条の6第1項)
	(4) 身体障害者の氏名又は居住地の変更の届出を受け、及び関係都道府県知事に通知すること。(政9条2項・4項・6項)
	4 公職選挙法関係事務 政…公職選挙法施行令
	(1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者について、両下肢等の障害の程度を証明すること。(政59条の2第1号)
	5・6 略
	土地改良課・用地管理課 略

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

## 9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等	決裁区分	
				所長等	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務	1 生活保護 法関係事務	略			

課	2・3 略			課		
	健康 福祉 総務 課・ 健康 福祉 課	1・2 略	(1) 身体障害者手帳を交付し、又は再交付すること。(法15条4項、政10条1項・3項) (2) 身体障害者手帳の返還を受けること。(法16条1項、省7条2項、8条2項) (3) 指定医療機関の管理者から診療報酬の請求について報告を徴し、又は当該職員に診療録等の検査をさせること。(法19条の6第1項) (4) 身体障害者の氏名又は居住地の変更の届出を受け、及び関係都道府県知事に通知すること。(政9条2項・4項・6項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
環境 管理 室	1 大気汚染 防止法関係 事務(県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。) 略	(1)～(9) 略 (10) 特定粉じん排出等作業の実施の届出を受けること。(法18条の15第1項・2項) (11) (10)の届出をした者に対し、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(法18条の16) (12) 特定工事を施工する者に対し、作業基準に従うべきこと等を命ずること。(法18条の18) (13) 略	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	2～4 略					
	5 生活環境 の保全に關 する条例関 係事務(県 が環境保全 協定等を締 結した事業 場に係る事 務)	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条6条1項、規85条) (2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条7条1項、規85条) (3) ばい煙発生施設の構造等の変更	略			
環境 管理 室	1 大気汚染 防止法関係 事務(県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。) 略	(1)～(9) 略 (10) 略				
	2～4 略					
	5 生活環境 の保全に關 する条例関 係事務(県 が環境保全 協定等を締 結した事業 場に係る事 務)	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条6条1項、規77条) (2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条7条1項、規77条) (3) ばい煙発生施設の構造等の変更	略			

務を除く。) 略	の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条8条1項、規85条)		務を除く。) 略	の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条8条1項、規77条)	
	(4)～(6) 略			(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条1項、規85条)	略		(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条1項、規77条)	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規85条)			(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規77条)	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規85条)			(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規77条)	
	(10) 略			(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規85条)	略		(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規77条)	略
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規85条)			(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規77条)	
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規85条)			(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規77条)	
	(14)～(16) 略			(14)～(16) 略	
	(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条 <u>119</u> 条2項)	略		(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条 <u>102</u> 条2項)	略
	(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条 <u>122</u> 条1号・16号)			(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条 <u>105</u> 条1号・14号)	
	(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条 <u>123</u> 条1項1号・9号)			(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条 <u>106</u> 条1項1号・8号)	
	(1) アスベスト排出等作業の実施の届出を受けること。(条9条)	○		(1) アスベスト排出等作業の実施の届出を受けること。(条9条)	
	(2) (1)の届出をした者に対し、アスベスト排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(条10条)	○		(2) (1)の届出をした者に対し、アスベスト排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(条10条)	
	(3) 解体等工事を施工する者に対し、作業基準に従うこと等を命ずる	○		(3) 解体等工事を施工する者に対し、作業基準に従うこと等を命ずる	
6 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例関係事務（県が環境保					

全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 条…香川県 アスベストによる健康被害の防止に関する条例	こと。(条12条)			
	(4) アスベスト排出等作業により廃棄することとなるアスベスト含有材料の種類等の届出を受けること。(条16条)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(5) アスベスト吹付け材の使用状況の届出を受けること。(条17条)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(6) 多数の者の使用等に供される建築物におけるアスベスト吹付け材の使用状況等の届出を受けること。(条18条)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(7) 建築物の所有者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。(条19条1項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(8) (7)の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかった旨を公表すること。(条19条2項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(9) アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備すること。(条20条)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(10) 解体等工事を施工する者等に対し、アスベスト排出等作業の状況等の報告を求めること。(条22条)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(11) 当該職員に、解体等工事の場所等に立ち入り、アスベスト排出等作業の状況等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条23条1項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	7～11 略			

10 略

#### 11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉法施行規則	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。(法6条の3第2項、省①36条の46第2項)	略	
(2)～(31) 略			
(32) 養育里親希望者等が要保護児童を委託する者として適當と認めるものであることを調査すること。(省①36条の42第1項)			略

6～10 略			
--------	--	--	--

10 略

#### 11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉法施行規則	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。(法6条の3第2項、省①36条の42第2項)	略	
(2)～(31) 略			
(32) 養育里親希望者等が要保護児童を委託する者として適當と認めるものであることを調査すること。(省①36条の38第1項)			略

省②…里親の行 う養育に 関する最 低基準	(33) 略
2 略	

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関 係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規 則	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行 うこと。（法6条の3第2項、省① <u>36</u> 条の46第2項）	略		
	(2)～(30) 略			
	(31) 養育里親希望者等が要保護児童を 委託する者として適當と認めるもので あることを調査すること。（省① <u>36</u> 条の42第1項）	略		
	(32) 略			
2 略				

13 障害福祉相談所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 身体障害者福 祉法関係事務 法…身体障害者 福祉法 政…身体障害者 福祉法施行 令 省…身体障害者 福祉法施行 規則	(1)～(5) 略			
	(6) 身体障害者手帳を交付し、又は再 交付すること。（法15条4項、政10条 1項・3項）		○	
	(7) 身体障害者手帳の返還を受けるこ と。（法16条1項、省7条2項、8条 2項）			○
	(8) 身体障害者手帳の返還を命ずること。 (法16条2項)	略		
	(9) 身体障害者の氏名又は居住地の変 更の届出を受け、及び関係都道府県知 事に通知すること。（政9条2項・4 項・6項）	○		○
2 公職選挙法関 係事務 政…公職選挙法	(1) 身体障害者福祉法第4条に規定す る身体障害者について、両下肢等の障 害の程度を証明すること。（政59条の	○	○	

省②…里親の行 う養育に 関する最 低基準	(33) 略
2 略	

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関 係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規 則	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行 うこと。（法6条の3第2項、省① <u>36</u> 条の42第2項）	略		
	(2)～(30) 略			
	(31) 養育里親希望者等が要保護児童を 委託する者として適當と認めるもので あることを調査すること。（省① <u>36</u> 条の38第1項）	略		
	(32) 略			
2 略				

13 障害福祉相談所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 身体障害法福 祉法関係事務 法…身体障害者 福祉法 政…身体障害者 福祉法施行 令 省…身体障害者 福祉法施行 規則	(1)～(5) 略			
	(6) 身体障害者手帳の返還を命ずること。 (法16条2項)	○		

施行令	2第1号)			
3~6 略				

14~19 略

20 高等技術学校

関係事務	事 項	決裁区分		
		所長等 委 任	所長等	課長等
1 香川県立高等 技術学校規則関 係事務 規…香川県立高 等技術学校 規則	(1) 授業料を減免すること。(規17条 1項・2項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2) 授業料の分納を許可すること。(規18条1項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2 訓練手当支給 規則関係事務 規…訓練手当支 給規則	略			
3 略				

21~31 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表2の2の項(6)の事項の改正規定は、同年6月30日から施行する。

2~5 略

14~19 略

20 高等技術学校

関係事務	事 項	決裁区分		
		所長等 委 任	所長等	課長等
1 訓練手当支給 規則関係事務 規…訓練手当支 給規則	1 訓練手当支給 規則関係事務 規…訓練手当支 給規則	<input type="radio"/>	略	
	2 略			

21~31 略